

カードを持って、  
元気にお出かけしませんか




# いばらき高齢者 優待制度



カードの利用は、65歳以上のご本人様のみ可能です

ふりがな 氏名	市町村名
生年月日(明・大・昭)	年 月 日 血液型 型 士
住 所	
緊急連絡先 電話	( 様方)
かかりつけ医	電話
管轄 地域包括支援センター 電話	



協賛店舗

## いばらき高齢者 優待制度とは

高齢者の積極的な外出を促し、健康増進やひきこもり防止につなげ、高齢者を地域、企業、行政が一体となり支え合う社会の構築を目指します。



### いばらきシニアカードとは？

県内にお住いの65歳以上の高齢者が、協賛店舗にシニアカードを提示すると、協賛店舗が設定した割引やポイント加算等のお得なサービスを受けることができます。

### カードはどこでもらえるの？

お住いの市町村の高齢福祉担当窓口などで配付しています。

保険証など住所、氏名、生年月日が確認できるものを持ってご本人が窓口にお越しください。

### カードはどこで使えるの？

協賛店舗には、シニアカードをデザインしたステッカーなどを掲げています。目印にしてください。

サービス内容・店舗情報などは、専用ホームページ (senior.pref.ibaraki.jp)



### カード裏面について

緊急時の連絡先やかかりつけ医などを記載でき、緊急連絡用カードとして活用できます。

氏名、市町村名はご記入ください。

☆カードの紛失には十分ご注意願います。

## カードご利用にあたっての留意事項

- 65歳以上のご本人が利用できます。家族など代理の利用はできません。
- カードを他の人に譲ったり、貸すことは絶対にしないでください。
- 県内で転居した場合は、引き続きご利用いただけますが、茨城県から転出したときはご利用になれません。
- この制度は協賛店舗のご厚意により運営されます。ルールを守って利用くださるようご協力をお願いします。
- カードは精算前にご提示ください。

